

地域生活圏形成リーディング事業【新規】

令和7年度予算:10百万円(皆増)
令和6年度補正予算:200百万円
(直轄調査費・非公共)

省

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがあるため、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点から、リアル空間の質的向上により「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**地域経営主体の育成が急務**である。
- このため、地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する**先導的な取組**に対して**事業実施に係る費用の支援等**を行うことにより、**地域の多様なステークホルダー**から構成される**地域経営主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「**地域生活圏**」の形成を強力に推進し、**地方創生の早期実現**を図る。

地域生活圏形成リーディング事業（当初・補正）

「共」の視点からの地域経営により、日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供を目指す事業

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる取組に対して支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会
※都道府県の参画が必須

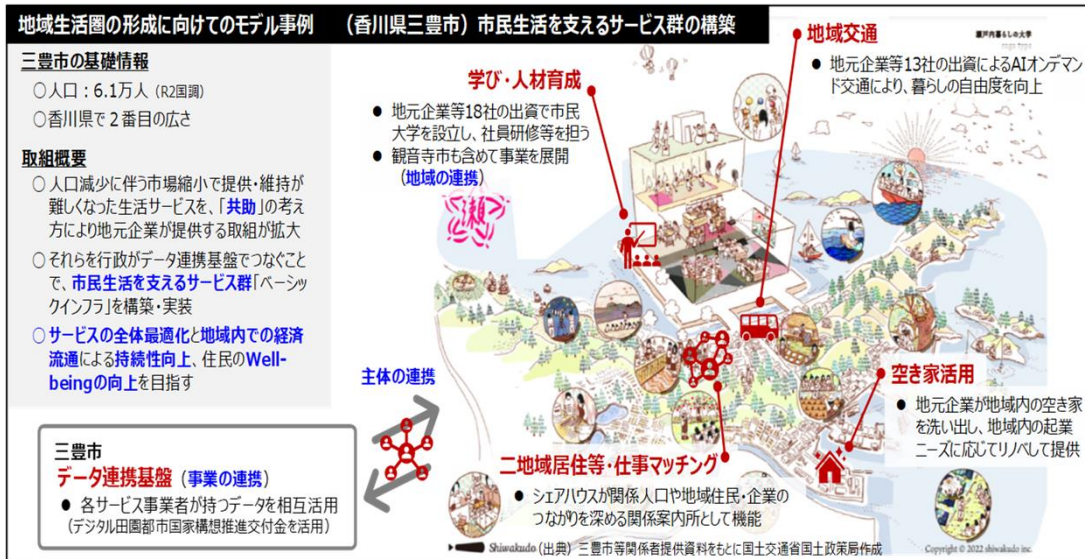
【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費、人材育成費等）
※複数分野の連携を前提

【補助率・上限額】

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2
- ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3
※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

地域生活圏の形成に向けてのモデルとなる地域



取組の拡大、運営体制の強化、自走化への支援※1

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」

※1 新しい地方経済・生活環境創生交付金との連携など、関係府省が一体となって政策パッケージによる伴走支援を実施

骨太方針2024（抜粋）

広域・多分野・官民の連携による地域生活圏の構築・展開を推進するとともに、地域経済の循環に向け自立した地域経営主体の育成に取り組む。